

事 務 連 絡

平成 19 年 9 月 14 日

各 保 険 医 療 機 関 様
各 保 険 薬 局 様
各 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 様

高知県国民健康保険団体連合会
審査第 1 課・審査第 2 課

ひとり親家庭医療費助成事業について（お知らせ）

平素は、本会の審査支払業務につきまして御理解と御協力をいただきありがとうございます。
ます。

さて、高知県健康福祉部こども課から添付のとおり連絡がありましたのでお知らせいた
します。

ひとり親家庭医療費助成事業について

高知県健康福祉部こども課

母子家庭医療費助成事業が、平成19年10月1日から下記のとおり父子家庭も対象とした「ひとり親家庭医療費助成事業」に変更されます。

なお、医療費請求事務等については変更ありません。

記

1 目的

ひとり親家庭（母子及び父子家庭）に対して、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。

現 行

【母子家庭医療費助成事業】

助成対象者（①～③の所得税非課税世帯）

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父母のいない児童
- ③ 準母子家庭（祖母と孫、姉と弟妹）



拡 充

【ひとり親家庭医療費助成事業】

現行の①～③の助成対象者に、父子家庭を追加する追加する者（④、⑤の所得税非課税世帯）

- ④ 父子家庭の父と児童
- ⑤ 準父子家庭（祖父と孫、兄と弟妹）

2 助成実施開始時期

平成19年10月1日から

（ただし、一部の市町村は「母子及び父子家庭医療費助成事業」等の名称で既に実施しています。）

3 公費負担者法別番号

現行の母子家庭医療費の法別番号（「43」）をそのまま使いますので、新たな番号設定はありません。

4 その他

「福祉医療費請求書」については、公費負担者番号の変更はありませんので、「母子家庭医療費」等の名称が入っていても、在庫がなくなるまでお使いいただけます。

問い合わせ先

高知県健康福祉部こども課

久保・織田 (TEL:088-823-9654)